

平成28年8月5日

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

「ヒアリング資料」



社会医療法人 恵仁会
介護事業部
老人保健施設シルバーポートつかばら
部長／施設長 藤 牧 元

法人概要

社会医療法人 恵仁会

法人住所：長野県佐久市中込3丁目15番地6





社会医療法人

恵仁会

職員数 575名
(平成28年7月1日現在)

- ・正職員
男:140人 女:293人
- ・準職パート
男: 19人 女:123人

医療事業部

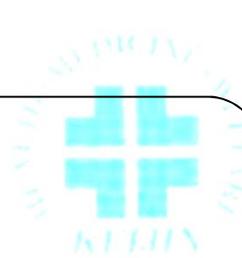
くろさわ病院
塚原クリニック
さなだクリニック
菅平高原クリニック

本部

経営企画課
総務課
人事課

介護事業部

中込地区
野沢地区
塚原地区
長土呂地区
望月地区



医療事業

- ・くろさわ病院(一般床43床、医療療養20床、介護療養20床、通所リハ20人)
ケイジン保健医学センター、鍼灸マッサージ治療院
- ・つかばらクリニック ・さなだクリニック ・菅平高原クリニック

介護事業

- ・介護老人保健施設:2施設 ・認知症対応型共同生活介護:1施設
- ・訪問介護:4事業所(介護保険, 障害者総合支援法, 新総合事業等対応)
- ・訪問看護:2事業所 ・居宅介護支援:2事業所
- ・通所介護:6事業所(介護保険, 地域生活支援事業対応)
- ・指定計画相談支援:1事業所 ・放課後等デイサービス1事業所
- ・共同生活援助事業:1事業所 ・短期入所:2事業所

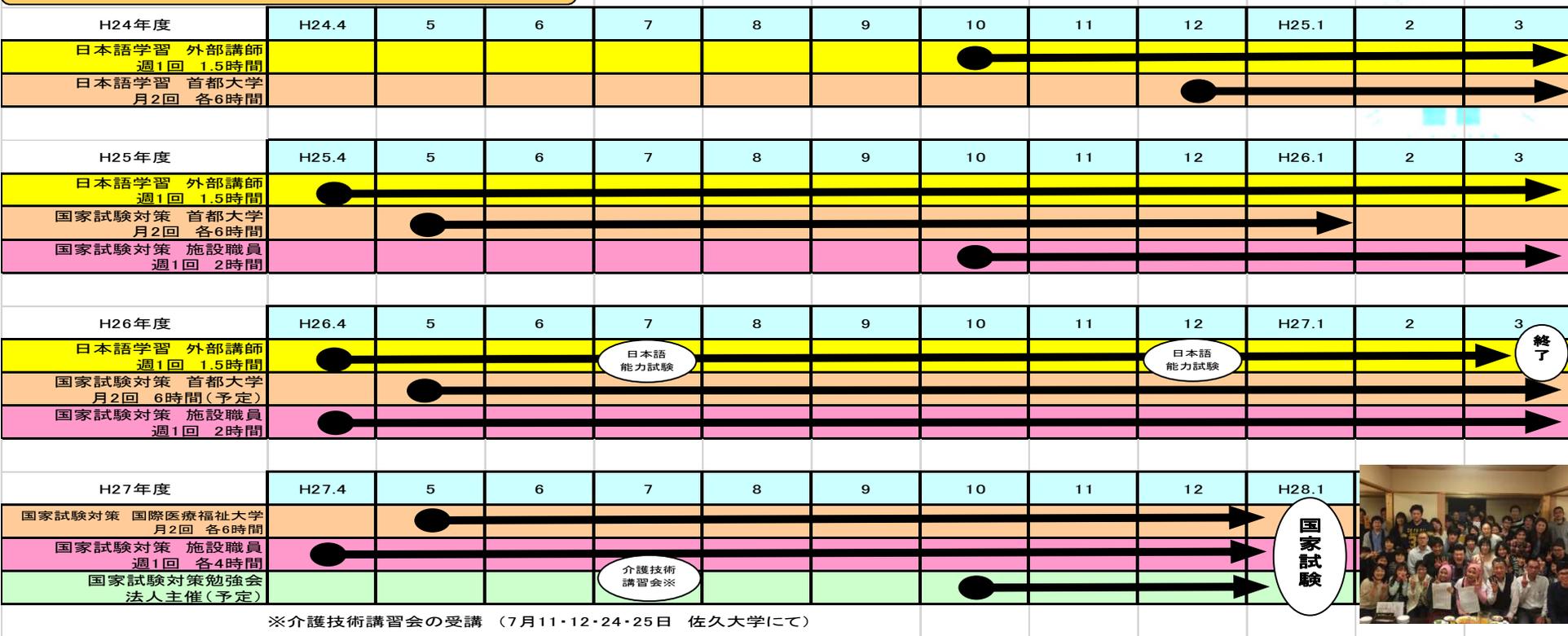
委託事業

- ・地域包括支援センター事業(佐久市)
- ・療育等支援事業(長野県) ・身体障害者コーディネーター事業(佐久広域連合)

その他

- ・法人内保育施設 ・ケイジン健康運動センター(佐久市総合事業にも対応)
- ・介護従事者養成講座等介護従事者向け各種講座(技術専門校委託, 県認可等)

EPA介護福祉士候補者受入の状況



※介護技術講習会の受講 (7月11・12・24・25日 佐久大学にて)

○平成24年 インドネシアより2名の介護福祉士候補者受入れ開始



〈学習〉

毎週金曜日を学習日として設定。

- ・NIKI日本語教師による指導(テキストはJICWELS/ニューアプローチを使用)
 - ・施設職員サポートチームを構成し、日本語の補助的学習と介護教育を実施
- 導入期法人で行う介護職員基礎研修の講座受講→修了後単独での直接介護業務へ
首都大学東京による学習支援に毎回参加。



〈就労〉

介護老人保健施設シルバーポートつかばら通所リハビリテーションに配属とし、通所リハにおける介護業務に従事。通所の送迎に関わることで日本人の暮らしや地域の様子を垣間見ることができ、良い勉強また刺激になったとのこと。

就労開始時より日本語ヒアリングは高いレベルであり、日本の暮らしに馴染もうとする意欲も高く、ご利用者とのコミュニケーションも積極的に行っていた。そのため、ご利用者の受入れも好意的で、これまで外国人を理由としたクレームは全く無し。

施設内特定の場所にお祈りのためのスペースを確保。日中は2回。(1回は休憩時間に)

〈生活〉

法人関連会社で行う有料老人ホーム(1階のみ)の2階(3LDK)に2人で居住。

通勤を含め移動のための交通手段は自転車を使用。生活面では不便な事が多い。

季節による寒暖の差、特に冬期の寒さに馴染めず体調を崩すことが多かった。また冬期は積雪や路面凍結となるため日勤職員が日替わりで通勤における送迎を行っていた。

宗教上のこともあり弁当を持参。ラマダンの時期も特に問題なく過ごせている。

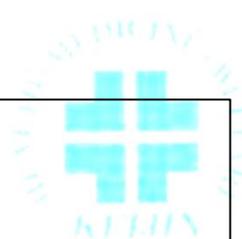
各種手続き(契約や加入)については本人たちだけでは困難であり、施設職員が同行して行う。市内に外国人支援団体の支部もあるが、外国人コミュニティーの希薄な点も課題。

〈介護福祉士試験とその後〉

平成28年両名共に介護福祉士試験合格。

4月30日付け、1名は退職し帰国。1名はシルバーポートつかばらにて就労継続。

入所介護担当とし、早出遅出等の変則勤務も行っている。夜勤及び日勤リーダー業務については、記録と申し送りに課題があり検討中。



〈事業所数〉

4事業所

〈職員数〉

H28.7.1現在	正職		準職		パート/登録		合計		総計	うち 介護福祉士	サービス提供 責任者
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
ヘルパーステーション中込	4	19	1	4	0	7	5	30	35	29	5
ヘルパーステーション野沢	1	3	0	1	0	2	1	6	7	7	2
ヘルパーステーション長土呂	6	13	1	3	1	5	8	21	29	20	5
ヘルパーステーション望月	3	6	0	2	0	0	3	8	11	9	3
合 計	14	41	2	10	1	14	17	65	82	65	15

〈事業内容〉

○高齢者事業

介護保険法 : 身体介護, 生活援助, 通院等乗降介助

新総合事業 : 訪問型サービスA(佐久市)

○障がい者事業

障害者総合支援法 : 居宅介護, 同行援護, 行動援護

地域生活支援事業 : 移動支援, タイムケア

○その他

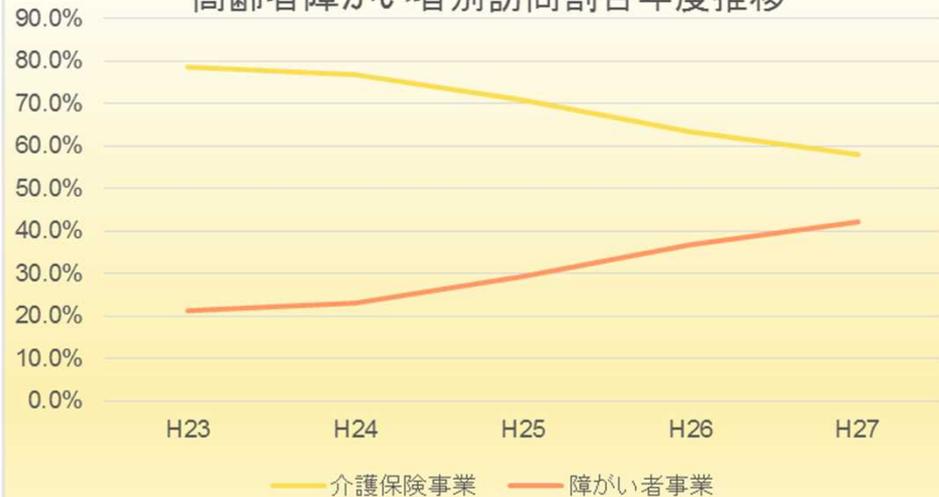
福祉有償運送サービス, 配食サービス



サービス提供数の年度推移



高齢者障がい者別訪問割合年度推移



〈平成27年度データ〉

介護保険提供区分	割合
身体介護20分～30分	54.80%
身体介護20分～30分(夜間早朝)	16.91%
身体介護20分～30分(2人対応)	0.13%
身体介護30分～60分	7.64%
身体介護30分～60分(2人対応)	0.30%
身体介護60分～90分	0.11%
生活援助20分～45分	4.17%
生活援助20分～45分(夜間早朝)	0.05%
生活援助45分以上	10.36%
生活援助45分以上(夜間早朝)	0.43%
身体20～30分＋生活20～45分	1.49%
身体20～30＋生活20～45(夜朝)	0.01%
身体30～60分＋生活20～45分	0.07%
身体20～30分＋生活45分以上	0.53%
通院等乗降介助	2.85%
通院等乗降介助(夜間早朝)	0.15%



〈法人新入職員教育について〉

OJTにより、各事業所ごと担当プリセプターを配置

〈訪問介護事業所において〉

- ・導入段階ではサービス提供責任者(またはプリセプター)との同行訪問
→2回を標準とするが理解度により同行回数を調整
→OJTシート(各利用者個別の提供内容を記入)を用い、各訪問先の業務の確認を行う
→単独での訪問となった後もプリセプターによる継続支援

〈訪問介護事業所内及び事業所間の連携〉

- ・各事業所ごと
①全体会議 ②ケース会議 の実施(月1回)
- ・サービス提供責任者連携会議(月1回開催)
各事業所ごとの現状報告
サ責業務の適性を確認
訪問介護従事者向け学習会の企画実施

等

OJTシート(記載例)

年		月		日	
利用者氏名	〇〇 〇〇様	提供時間	10:00~10:59	教わる職員	A
サービス項目	食事介助・口腔ケア・服薬・整容・排泄(清拭・洗浄)			教える職員	B
	入浴・歩行・移動・移乗・安否確認・その他()			教える職員	C
	調理・片付け・掃除・洗濯・買い物・その他()			教える職員	D
区分	サービス内容	実際に行うこと			注意点
身体	オムツ交換	本人の体調確認・サービスの説明 物品の用意 実際にオムツ交換・洗浄・清拭 皮膚状態の確認、排泄物の確認 場合によって更衣・体位交換 ベッド・柵等の安全確認。 物品片付け・手洗い			プライバシーの配慮 シワにならないように
		身体	食事介助	食事・水分の確認・温め等、服薬の確認 本人の手、顔等の清拭 安楽な姿勢の確保 食事のセッティング 実際に食事介助、水分摂取 食事摂取量の確認 片付け 体調確認、元の姿勢に戻って頂く 記録、申し送り等 身の回りの最終確認をした上で、退室	
学んだこと・質問等					
評価					
				評価者名	



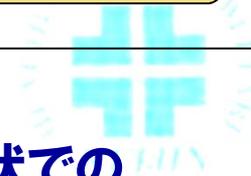
介護サービスの提供に於いて、ご利用者より特定のスタッフに関して、何らかの感情的嫌悪感を抱かれるケースがあります。その要因については多角的に精査し、必要な対策を講ずることはもちろんですが、要因が明確にならないような場合もあり、施設及び在宅サービス須く、こうしたケースの対応のひとつは担当者を替えることにあります。

訪問介護の場合も、何らかの理由があって、あるいは理由は定かにならないまま、担当者を拒絶する、というケースがたまに見受けられます。

当法人の訪問介護事業においては、複数のスタッフが1軒のお宅を入れ替わり訪問するシフトを作ります。これは訪問の状況を次回訪問者により確認できる、ご利用者から他の訪問者の満足度の確認ができるなど、様々なメリットがあると捉え、こうした提供態勢を採っています。事業所管理者及びサービス提供責任者により、日々の情報が確認され、相性が合わないようであれば担当者を替えるようにしています。

ご利用者にもそれぞれに個性がありますので、サービス提供責任者が訪問シフトを作成する際、ご利用者と職員の相性的なこと、職員の業務の習熟レベルなどをある程度考慮し、シフトの作成を行うわけです。

以上のとおり、ご利用者の状態状況によるサービス提供内容、ご利用者の個性、訪問スタッフの個性と適性においてシフト調整が行われます。



当施設のEPA介護福祉士が訪問介護業務に従事するについて、現状での課題あるいは不安材料と思われることを以下に記します。

- ①車両の運転(訪問における移動手段として車両の運転は必須)
- ②記録(訪問記録やご利用者宅にある連絡ノート等)
- ③ご利用者急変時における適切で臨機応変な対応
- ④調理、味付け(生活習慣と宗教上のこと)